**人権尊重・虐待防止研修****＃１資料**

（この資料は、私が所属する日本社会福祉士会の生涯学習センター作成資料と実践ソーシャルワーク塾塾長菊池健志さん資料を参考に構成しました。）

**研修の目的**

福祉関係者が人権を尊重する理由と虐待をしてはいけない理由を理解し、一生考え続ける事が出来るようになる事が、この研修の目的です。

研修目的達成の為のプロセスを説明します。

虐待が人権侵害であるから虐待はしてはいけないという根拠を理解する為には、人権の理論と概念を理解しなければなりません。

根拠（理由）の理解がなく、ただ『だめだからです』では、意識の継続はできないです。

従って根拠・理論・概念は、支援実践の根源であるという事です。

しかし根拠・理論・概念の理解だけでは、実際の現場で支援展開できる訳でもありません。

その為、様々な形態の研修で練習をして身に着ける事と、その経験をブラッシュアップさせていく事が重要です。

今回は座学と個別ワークとグループワークを用いて、根拠・理論・概念を実感・体感し、人権を尊重する理由と虐待をしてはいけない理由を理解して、実践現場でも考え続けられるスキルを身につけられたらいいなと思っています。

**人権について**

**人権の意味・位置づけ**の説明をします。（これが前半の学びの主題です！）

太枠内を読みます。

**基本的人権**

**人間が人間らしく生きるために生来持っている権利**（大辞林第三版）

↑法による規定や契約に関わりなく存在するもの

生まれながらに持っている権利。

何かに守られるものでもなく、何かにしばられるものではない。

**↑これが人権です！！**

次に、法との関係を、下の図で説明します。

前ページ太枠内に書いた基本的人権の語意とおり、すべての法の最上位に人権があります。人権のしたに、条約・憲法・各法の順位で、法律が規定されています。これが法治国家です。

**人権はすべての根源であり、人権が何をおいても尊重されなくてはならない根拠である。**

**各法**

人権

**条約**

**憲法**

**上記の図のように、人権はすべての根源であり、人権が、何をおいても、尊重されなくてはならない根拠です。**

日本が批准している重要な人権条約を下に記しました。

**日本が批准している重要な人権条約**

1948年（Ｓ23年）　世界人権宣言

「人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び順守」の推進と「共同及び個別の行動をとることを誓約する」と規定している。

1981年（Ｓ56年）　難民の地位に関する条約

1985年（Ｓ60年）　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1994年（Ｈ 6年）　児童の権利に関する条約

1995年（Ｈ 7年）　あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

1999年（Ｈ11年）　拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品格を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約

2014年（Ｈ26年）　障害者の権利に関する条約

**世界人権宣言**　１９４８年（昭和２３年）１２月１０日に発布されたこの日に依って、12/10は国際連合の国際デーの一つである「世界人権デー」です。毎年12月4日～１０日が人権週間となっています。

**社会権**

国法によって積極的な利益を受ける権利

**『国家による自由』**

国家の積極的な配慮を要求する権利。

**第２５条：健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）**

1項

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2項

国は、すべての生活場面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

他憲法条文：26・27・28

**障がい者権利条約**障害者基本法（H16改正）＋障害者虐待防止法＋障害者差別解消法が国内でやっとこそ整備され、H26年批准できました。ちなみに条約に批准するには国内法が整備されていることが要件になるので、批准したくても出来ない条約もあります。

12月3日は国際連合の国際デーの一つである「国際障害者デー」です。毎年１２月３日～９日障害者週間です。有名なスローガンです→**「私たちぬきに、私たちのことを決めないで」。**

**子どもの権利条約**2019年セーブ・ザ・チルドレンが15歳～80代まで3万人を対象に、子どもの権利に関する意識調査を実施しました。その調査で「子どもが選んだ子どもにとって大切な権利」の1位が、下記の第６条でした。

　第6条

1、締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

２、締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

**「身体も心も殺さないで」**＝それだけ子どもは環境や大人の身勝手で“殺されている”のです。

ここまでが人権の意味と位置づけの説明でした。ここからは、人権と憲法の関連・関係の話になります。

まず、憲法三大原則の説明をします。

憲法三大原則は、次の枠内に記載しています。

**憲法三大原則**

国民主権：議員や公務員に業務を委ねているだけで、**「主権」は国民。**

平和主義：人間の自由と生存は平和なくして確保されない。

基本的人権の尊重：人間として生存に不可欠な権利。（11条・12条）

日本国憲法とは国民をしばる為の物ではないです。昭和２０年の敗戦後GHQの指導の下、国家権力を抑制する為に作られたものです。従って象徴的に憲法三大原則の一番に国民主権を掲げています。

では、それぞれの説明をします。

国民主権

議員や公務員に業務を委ねているだけで、**「主権」は国民**であり、国の公権力を抑止するためだと謳っています。

平和主義

人間の自由と生存は平和なくして確保されなという概念です。

例えば私です。毎月免疫グロブリン大量投与という入院治療をしています。免疫グロブリンは血液製剤です。投与しないと生きられません。一日4本で連続５日間点滴しますので、総量２０本になります。この１本には白血球の1要素である免疫グロブリンを粉末状にしたものが、１０ｇ入っています。これを１００ｃｃの生理食塩水で溶いて点滴します。点滴１本に入っている１０ｇの粉末状の血液製剤は、アジア圏内の献血の2500人分から精製されます。これを毎月２０本、1回5万人の方々の善意で私は生きています。日本やアジアが戦時下になったら手に入りません。平和でなければ福祉も医療も手に入りません。

基本的人権の尊重

P1の太枠に書いてある通り「人間が人間らしく生きる為に生来持っている権利」であり、Ｐ２の二重枠の中の文言の通り、**「人権はすべての根源であり、人権が何をおいても尊重されなくてはならない」**ので、憲法の原則になっています。

日本国憲法103条中、第三章の11条から40条は、人権についての条文です。日本国憲法は長い読み物ではないです。全文、もしくは第三章の11条から40条だけでもいいので、年1回は寝っ転がりながら携帯で検索してさらっと読んでください。

ここまでで、ご質問ありますか！？

「人権」や「日本国憲法」は言葉の持つイメージからとっつきにくいと思われがちですが、どちらも至極当たり前の事を言っていますね(´▽｀\*)。

では！！しょぼしょぼした目を休めましょう！やり方を説明します。

目をつぶったままやる、目のストレッチです。目をつぶります。呼吸は止めないように意識してください。

呼吸と目つぶりとカウントのマルチタスクなので、呼吸が止まりがちです。カウントを声に出すと呼吸がとまりません。

1. ギュッギュッギュッギュッギュッと１０回早く軽くつぶります。これを３回やります。
2. 次にギュウ～～～～～と5秒間強くつぶります。これを５回やります。

では、個別ワークです。**「リフレーミング」**をしてみましょう！

**リフレーミングの意味**

リフレーム（再枠づけ）すること。すなわち古い枠組みに、他の枠組を与え、全体を見直す、物事の見方や捉え方を変える技法のこと。

行動や起きた出来事や関係性などの「事実」は変えずに、その文脈や意味づけを変化させる方法。

否定的に意味づけられたものを肯定的（ストレングス理論：ご本人の持つ強みや長所や社会資源を用いて問題解決を図る事）に、さり気なく変化させるような発言を行うこと。

下の表の左側の言葉をリフレーミングして右側に書き換えましょう。NO.１５までは私が言われた言葉です。NO.16～18はリフレーミング前も考えてみましょう。自身が言われて嫌だった言葉や同僚がご利用者に言っていてあれ？と思った言葉を書きましょう。

時間は１０分間です！！やり方が分からない時はご遠慮なく質問してください(´▽｀\*)。

＊この個別ワークは、あとでグループワークで発表しあいます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **NO** | **リフレーミング前** | **リフレーミング後** |
| **１** | **話がとまらない** |  |
| **２** | **おなかがすくと不機嫌になる** |  |
| **３** | **思い通りにならないと自分の手を噛む** |  |
| **４** | **同じことを話す** |  |
| **５** | **人見知り** |  |
| **６** | **言葉で伝わらないと人や物を叩く** |  |
| **７** | **毎回飲みすぎて吐く** |  |
| **８** | **何もしたくない** |  |
| **９** | **うるさい** |  |
| **10** | **しつこい** |  |
| **11** | **興味がある事しかやらない** |  |
| **12** | **お母さんに何でもやってもらう** |  |
| **13** | **べたべたする** |  |
| **14** | **依存心が強い** |  |
| **15** | **すぐ泣く** |  |
| **16** |  |  |
| **17** |  |  |
| **18** |  |  |

座学の後半です。

**日本国憲法の人権についての条文の相互関係**を説明します。（これが後半の主題です。）

**包括的基本権**という、おおもとになる理論があります。

**13条幸福追求権**と**14条平等権**です。

**憲法13条　個人として尊重（幸福追求権）**

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**憲法14条　法の下に平等（平等権）**

1項

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は(家柄)により、政治的、経済的又は社会関係において、差別されない。

2項

華族その他貴族の制度は、これを認めない。

3項

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

下の図を見てください。包括的基本権の13条幸福追求権・14条平等権が根底にあり、人権関係の条文は、自由権・参政権・社会権に分類されます。

**参政権・国務請求権**

国家機関に対し能動的・積極的に関りを要求できる権利。

**『国家への自由』**

**自由権**国家の統治権力によって制限されない権利。

**『国家からの自由』**

国家によって実現される権利でなく、一人ひとりの国民が自身で権利を実現するにあたり、国家が介入する事を否定する権利。

**社会権**

国や法によって積極的な利益を受ける権利。

**『国家による自由』**

国家の積極的な配慮を要求する権利。

**包括的基本権**

**13条　個人としての尊重（幸福追求権）　14条　法の下に平等（平等権）**

**自由権**

**『国家からの自由』**といわれている権利です。

国家によって実現される権利でなく、一人ひとりの国民が自身で権利を実現するにあたり、国家が介入する事を否定する権利の事です。

この自由権の中には、精神的自由・経済的自由・人身の自由があります。

参考に、権利内容と根拠となる憲法条文の数字を列挙します。

精神的自由権：思想・良心、表現、信仰、学問

経済的自由権：職業選択、居住・移転、財産権保障

人身の自由　：奴隷的拘束からの自由、適正手続保障

憲法条文：11・12・18・19～21・22・23・29・31・33～40

自由権の中に憲法三大原則の一つである**、基本的人権の尊重**を規定した条文が二つあります。

11条と12条です。読みます。

**憲法11条　基本的人権の享受（基本的人権の尊重）**

国民は、すべての基本的人権の(生まれながらに身につけ持っていること)を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**憲法12条　自由及び権利は国民努力により保持（基本的人権の尊重）**

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に[**公共の福祉**](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AC%E5%85%B1%E3%81%AE%E7%A6%8F%E7%A5%89)のためにこれを利用する責任を負ふ。

障がいのある方々やこどもや高齢者は、この自由権を自身で実現していく事が困難な場合が多いです。この権利を行使する為に『支援を受ける権利』があります。どのような立場の支援者も、ご利用者に対して権利擁護をする事の根拠です。

**権利擁護の用語　アドボカシーの意味**

ご利用者本人が自らの意思を表明するよう支援する事。

表明された意思の実現を権利として擁護していく活動。

**説明責任（アカウンタビリティー）**

支援者が、ご利用者が自己選択・自己決定できるよう、ご利用者に分かるように支援者が説明する事。意思決定支援の根幹。

包括的基本権の根底の13条・14条があって、自由権の中の11条と12条によって基本的人権の尊重が憲法に規定されているという事を説明しました。

**参政権・国務請求権**

**『国家への自由』**といわれている権利です。

個人の生命・自由・利益を守る為に、国家に対し能動的・積極的な行動を要求できる権利です。

国民の三大権利の一つである参政権（選挙権・被選挙権・国民投票権）が含まれます。

国務請求権は、請願権（国民が国や地方公共団体に対して様々な要望を出せる権利）、裁判を受ける権利、損害賠償請求権、刑事補償請求権があります。

そうなのです！！障がいの有無や種別、年齢など関係なく、**全国民に国務請求権があると憲法で定められている**のです。**公共の福祉に反しない**限り、役所に問い合わせとかをして、たらい回しにしたり「うちの課ではそういった事をした前例がないんで～」なんて事は憲法違反なのです！

**社会権**

**『国家による自由』**といわれている権利です。

国や法によって積極的な利益を受ける権利です。国家に積極的な配慮を要求できる権利です。

国民の三大権利の一つである**生存権**が含まれます(次のページで説明します)。他には、これも国民の三大権利の一つである**教育権**や、勤労の権利、労働基本権が含まれます。

**第２５条　健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）**

1項　すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2項　国は、すべての生活場面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

福祉を生業とする者が暗記するべき猛烈に有名な条文が最終最後に登場です。**「憲法２５条　生存権」**

健康で文化的な最低限度の生活とは、衣食住に困らない生活です。すべての国民に対して国は、QOL（クオリティー・オブ・ライフ：生活の質）の向上をしなければならず、国民はその権利を国に要求できるのです。

福祉サービスや公的年金や健康保険に国家予算の３割に当たる約３７兆円の国費が充てられているのは、この生存権を実現する為です。生存権の実現の為に福祉業があります。

ここまでで、ご質問ありますか！？

さて、[**公共の福祉**](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AC%E5%85%B1%E3%81%AE%E7%A6%8F%E7%A5%89)という言葉が時々出てきましたね。説明します。

**公共の福祉について**

～**公共の福祉に反しない限り人権は保障される**～

憲法で保障されている人権規定で、**権利を主張する相手は国家**（政府・行政・公務員・制度施策）です。

制度施策によって行われる政府（地方自治体）による福祉サービスも権利を主張する相手に含まれます。

公共の福祉の“公共”とは、上記の国家（＝公権力）ではなく、『国民』である事がポイントです。

では、【公共の福祉に反しない限り】とはどのような事なのかを説明します。

Ａ（個人・団体）とＢ（個人・団体）の間で、どちらにより重い権利があるかを比較して、軽い方に少々我慢してねという、“論”が適応されます。

「個人の権利」と「その他多数の権利」が“比較衡量論”の対象となります。いわゆるゴミ屋敷議論もコレの対象になります。従って片付かないゴミ屋敷を行政代執行で片づけるという事が起きます。

例え））憲法21条の表現の自由と公共の福祉

ジャ〇アンリサイタル

Ａ：ジャ〇アンが空き地でリサイタルをするから、全員集合！！《表現の自由が俺様にはある》

Ｂ：他のキャラクターは、耳が痛くなったり頭が痛くなったりと健康被害が出るので聞きたくない。

この場合Ｂに公共の福祉があるとなり、ジャ〇アンリサイタルは【公共の福祉に反する】から開催中止です。

事例））Ｈ3年　五能線（秋田県と青森県を走る路線）のトイレ設置に対する訴訟

原告：重度身体障がいのある車いす利用の方。22条移動の自由の解釈で旅行の自由を根拠とし、車いすトイレの設置を求めた。

被告：五能線

Ｈ13年7月の判決

自由権を根拠として、積極的な作為を請求することはできない。企業側にも人権・自由がある事を根拠としている。

＊現在はＨ2６年の障害者の権利に関する条約批准に伴う、障害者差別解消法やその中で謳われている合理的配慮の観点から、上記の判決はでないです。

ここまでで、ご質問ありますか！？

お疲れさまでした！！座学が終わりました！！

息をつめての時間でしたね。呼吸のストレッチをして、体と脳みそに酸素をあげましょう(\*^▽^\*)。

呼吸のストレッチの仕方を説明します。

目をつぶりながらやります。軽く呼吸を3回します。そのあと一気に息を吐き切ります。出せなくなるまで吐き出したら、息を吸って、吸えなくなったらゆっくり吐いて下さい。

これを3回やります(´▽｀\*)。

息を吐き切る時に、肺の下の方や背中の方まで全部ギュー！！と吐き出すイメージでやるとやりやすいです。

ではやってみましょう！

1. 息を軽～く・・・。吐いて～吸って～。吐いて～吸って～。吐いて～吸って～。
2. 一気に吐く！！！！！！！フ―――――！もっともっと吐いて吐いて吐いて！吐けなくなったら吸って！！吸えなくなったら、ゆっくり吐いて～。

2回目です！

1. 息を軽～く・・・。吐いて～吸って～。吐いて～吸って～。吐いて～吸って～。
2. 一気に吐く！！！！！！！フ―――――！もっともっと吐いて吐いて吐いて！吐けなくなったら吸って！！吸えなくなったら、ゆっくり吐いて～。

ラストですよ！

1. 息を軽～く・・・。吐いて～吸って～。吐いて～吸って～。吐いて～吸って～。
2. 一気に吐く！！！！！！！フ―――――！もっともっと吐いて吐いて吐いて！吐けなくなったら吸って！！吸えなくなったら、ゆっくり吐いて～。

呼吸は浅くなりがちです。緊張したり困ったりすると、しっかり呼吸できていな状態になります。目をつぶりながら行う理由は呼吸に集中する為です。

目のストレッチと呼吸のストレッチは、どちらも１～２分で出来るので、仕事中に1回ずつ時間をとってやってみてください。

休憩をとります。

休憩後は先ほど個別ワークで作成したリフレーミングを使ってグループワークをします。

グループワークの後に、この研修の目的である人権を尊重する理由と虐待をしてはいけない理由のまとめをお話します。

**グループワーク**

**グループワークの鉄則　みんなで一緒に声に出して読みましょう！**

発言しましょう。

質問しましょう。

思ったことを自分の言葉で語るのが目的です。

それぞれの意見を、否定したりジャッジ・審判したりする事は禁じます。

テーマは真剣そのものですが、和気あいあいと語りあいましょう。

**ねらい：リフレーミングを発表しあい人それぞれの表現を知る。**

**同じ文言をリフレーミングしても結果は違う。一人ひとり価値観が違うから表現方法は違うけど、同じ意識化（ストレングス理論）で同じ目的（リフレーミング）があれば、違う価値観も「なるほど～」と思える事を体験する。**

**P4の個別ワークで作成したリフレーミングを見せ合って発表しあいましょう。（３５分程度）**

1. 自己紹介1分ずつ：名前・所属・好きな芸能人や文化人やスポーツ選手やキャラクター＆好きな理由。
2. リフレーミング前の言葉を読み上げる人を決める。（１分）
3. 詠み人：リフレーミング前を読み上げる

　↓

メンバー：自分が書いたリフレーミング後の言葉を順番に読み上げる。

（１０分）

1. NO.１６～１８を一人ひとり発表する。（5分）
2. それぞれのNO.16を他のメンバーがリフレーミングする。（５分）
3. リフレーミングしたNO.１６を発表しあう。（２分）
4. 「書きにくかった項目・他の人のリフレーミングを聞いての“気づき”」など感想を歓談する。

ひとり1回は発言する。（１０分）

**人権を尊重する理由と虐待をしてはいけない理由**の答えです。

**基本的人権**

**人間が人間らしく生きるために生来持っている権利**（大辞林第三版）

↑法による規定や契約に関わりなく存在するもの

生まれながらに持っている権利。

何かに守られるものでもなく、何かにしばられるものではない。

上の太枠内の通り「人間が人間らしく生きるために生来持っている権利」である基本的人権・・・

**を！！**

**人権はすべての根源であり、人権が何をおいても尊重されなくてはならない根拠である。**

**各法**

人権

**条約**

**憲法**

上の図のように条約や憲法で、「尊重するんだ！！」と宣言・約束しているわけです。

**が！！**

下の図のように憲法で規定されている様々な人権関連条文を、国はすべての国民に保障する事が義務付けられています。しかし、障がいのある方々・こども・高齢者は、自身で実現していく事が困難な場合が多いです。

そこで、この権利を行使する為に**『支援を受ける権利』**があります。長々と憲法の話をしてきたのは、支援を受ける権利があるという事が明確に日本国憲法で定義されている事を理解して欲しかったからです。

**参政権・国務請求権**

国家機関に対し能動的・積極的に関りを要求できる権利。

**『国家への自由』**

**自由権(憲法11条・１２条など)**国家の統治権力によって制限されない権利。

**『国家からの自由』**

国家によって実現される権利でなく、一人ひとりの国民が自身で権利を実現するにあたり、国家が介入する事を否定する権利。

**社会権（憲法２５条など）**

国や法によって積極的な利益を受ける権利。

**『国家による自由』**

国家の積極的な配慮を要求する権利。

**包括的基本権**

**13条　個人としての尊重（幸福追求権）　14条　法の下に平等（平等権）**

**「人間が人間らしく生きるために生来持っている権利」**と定義されている人権**を、**他人が取り去る事は、基本的人権の尊重が憲法三大原則の一つなので出来ないです。できるはずがないのです。

加えて、すべての国民がその対象なので、自身で人権を要求しにくい障がいがある方・こども・高齢者は**「支援を受ける権利」**があります。従って福祉関係者は人権を尊重し、権利擁護に取り組まなければならないという事が、ゆるぎようのない事実であるという事が証明できましたね。

**虐待は人権侵害であるので憲法違反です。**そして民事・刑事の対象となる犯罪です。従って虐待はしてはいけないのです。

**人権を尊重する理由と虐待をしてはいけない理由**

の答えは・・・

**人権が絶対に尊重しなければならないので、虐待は人権侵害であるから虐待はしてはいけない**

です。

では、植松死刑囚の間違いを指摘して復習しましょう。

2016年（平成２８年）7/26未明、津久井やまゆり園で植松死刑囚により45人もの方が殺傷されました。

どのような虐待も植松死刑囚と同等の思考と行動です。それは大げさではないかと感じるかもしれません。しかし大げさでもなく誇張でもなく、理論・概念に基づいて同等なのです。

なぜ同等なのか説明します。

植松死刑囚は自分の価値観のみに於いて、障がい者への復讐と自己陶酔の快楽により45人もの人を殺傷しました。植松死刑囚の思考に一片の正義もなく、情状酌量の余地も微塵もないです。

**自己陶酔の快楽**とは「障がい者は不幸で不要だから死なせれば本人の幸せになるし無駄なお金などかからなくなるから世界平和になる」という大間違いの三段論法でこれを正義・正論とし殺害を決めた。

|  |  |
| --- | --- |
| 植松死刑囚の言葉 | 考え違い |
| 障がい者が不幸 | 個人の価値観であり、普遍的な価値ではなく正当性がない。 |
| 障がい者は不要 | 基本的人権の侵害。憲法１１・１２・１３・１４条違反。 |
| 死なせれば本人の幸せになる | 基本的人権の侵害。憲法１１・１２・１３・１４条違反。 |
| 無駄なお金などかからなくなる | 基本的人権の侵害。憲法２５条違反。支援を受ける権利があるので、国費投入は当然国がしなければならに事で無駄なお金ではない。 |
| 世界平和になる | 世界平和の定義を理解していない。個人の価値観であり、普遍的な価値ではなく正当性がない。障がい者を絶滅させても、戦争で殺し合い様々な物流が滞り衣食住が確保されない地域が世界中で発生する事は変わらない。従って障がい者を殺しても世界平和にはならない。 |

**障がい者への復讐**とは「3年間も務めているのに入所者に手を挙げられたり意思疎通できない事」が怒りに変わり殺害を決めた。

**支援の仕方が分からないのに「分からない」と上司や同僚に言えない。**

**論理に矛盾があり正義の観念が崩壊しているにも関わらず、それが間違いだと分からない。**

**人権侵害と虐待（犯罪）を犯している意識がない。**

下の表で、植松死刑囚の思考と行動が、すべての虐待と同じであるという事を示しました。読み上げます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事象（体験） | 事象をどのように感じたか（思考） | 行動 |
| 植松死刑囚 | 3年間も務めているのに入所者に手を挙げられたり意思疎通できない | 怒りに変わり | 殺害を決めた |
| １ | 帰宅時間じゃないのに帰ろうとするから「まだだよ」と伝えたら殴りかかってきた | 殴られながら、なにも悪い事をしていないのに、なぜ暴力を振るわれなければならないかと腹立たしく思った | ご利用者の手首を強く握り近くのソファーに無理やり座らせ「やめろ！！」と怒鳴りつけた。ご利用者の手首にはくっきりと握った指の跡がついた。 |
| ２ | なんども静かにと言っているのに静かにしない | 繰り返し言っても伝わらないことにイライラした | にらみつける。怒鳴りつける。持っているものを机や床にたたきつける |
|  |  |  |  |
| ３ | 同じ話をしてきたり、同じ要求を数秒おきにしてくる | 返答・応答しなくても数秒後には同じ事をするし面倒だ | 無視 |
| ４ | 入ってはいけないと何度も説明した部屋に入り、その部屋にあった洗濯機が倒れ下敷きになっていた | 自業自得 | 「たすけてよ」と言ってきたご利用者に、下敷きのまま、だから何度も入らないでって言ったじゃん。なんて言うの？と促し「ごめんなさい。もう入りません。助けてください」と言わせた。 |
| ５ | 理事長の方針で、根拠もない水を体にいいからとご利用者に実費で買わせて毎日飲ませた | 効能や実費扱いを疑問に思った | 何も言えなかった |

繰り返しになりますが、**どのような虐待も植松死刑囚と同等の思考と行動です**。私は殺さないから違うと思うかもしれません。ならば私は問いたい。最悪殺さなければいいのかと。

人権侵害の言葉や行動がご本人の心を殺し続けているのです。

各事業所、新卒でも中途採用でも新人トレーニング内容に必ず虐待防止は入っているはずです。社員教育をしても人権尊重と虐待とは何かが理解できない人は直接業務から外さなければなりませんし、入社した事業所が虐待温床ならば通報しなければなりません。労使共々、虐待防止は義務なのです。

虐待を虐待と理解できない人を管理者も同僚も放置していませんか？

その言葉、その行動、注意しあえていますか？

植松死刑囚に自身がならないように、部下や同僚から植松死刑囚を出さない為に、ご本人の心も身体も傷つけないし殺さない支援者に一緒になりましょう。具体的にどのように対応していくか、次回のグループワークで身につけていきましょう！